

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貸切	令和7年4月9日	有限会社高府自動車(法人番号5100002006088) 代表者鎌倉比呂史	長野県上水内郡小川村大字高府2848番地1	本社営業所	長野県上水内郡小川村大字高府2848番地1	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年7月26日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運行指示書の作成等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。